

障 発 0215 第 6 号
平成 31 年 2 月 15 日
一部改正 障 発 0702 第 1 号
令和 6 年 7 月 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知）

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社等（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）でそれぞれ実施されている旅客運賃の割引については、別紙の内容を御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

別紙

第1 身体障害者に対する割引

1 割引の対象となる身体障害者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（15 歳未満の者につき、保護者が身体障害者手帳の交付を受けたときは、この割引制度においては当該児童が受けたものとみなす。）で、次の各号のいずれかに該当する障害を有する者とされている。

したがって、18 歳未満の身体に障害のある児童で身体障害者手帳の交付を受けたものも対象となる。

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚又は平衡機能の障害
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- (4) 肢体不自由
- (5) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害(以下「内部障害」という。)

2 介護者に対する割引

身体障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる身体障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる身体障害がある者（以下「第一種身体障害者」という。）が、介護者とともに乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。

なお、割引の対象となる身体障害者のうち、12 歳未満の者が定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃についても割引が適用される。

(第一種身体障害者)

次表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める等級をいう。）に該当する障害を有する者とされていること。

障害の区分	障害の程度
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害	2 級及び 3 級

肢 体 不 自 由	上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢不自由		1 級、2 級及び 3 級の 1
	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼時期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能 障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機 能障害がある場合を除く。）
		移動機能 障害	1 級から 3 級までの各級（一下肢の みに運動機能障害がある場合を除 く。）
内 部 障 害	心臓機能障害		1 級から 4 級までの各級
	じん臓機能障害		1 級から 4 級までの各級
	呼吸器機能障害		1 級から 4 級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
	小腸機能障害		1 級から 4 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1 級から 4 級までの各級
	肝臓機能障害		1 級から 4 級までの各級

(備考)前記左欄に掲げる障害を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が前記右欄に準ずるものも第一種身体障害者とされる。(身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者障害程度等級表備考 1 及び 3 を参照)

3 身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄について

身体障害者手帳の交付を行う場合は、第一種身体障害者、第二種身体障害者（第 1 の 1 に掲げる障害を有する者のうち第一種身体障害者以外の者をいう。）の別を明記すること。

第 2 知的障害者に対する割引

1 割引の対象となる知的障害者

「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者とされている。

2 介護者に対する割引

知的障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる知的障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる知的障害者（以下「第一種知的障害者」という。）が、乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。

なお、割引の対象となる知的障害者のうち、12歳未満のものが定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃について適用される。

(第一種知的障害者)

障害の程度が「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省児発第725号厚生省児童家庭局長通知)の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する障害を有する者とされていること。

3 療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄について

療育手帳の交付を行う場合は、第一種知的障害者、第二種知的障害者(第2の1に掲げる者のうち第一種知的障害者以外の者をいう。)の別を明記すること。

第3 精神障害者に対する割引

1 割引の対象となる精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とされている。

2 介護者に対する割引

精神障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる精神障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる精神障害がある者(以下「第一種精神障害者」という。)が、介護者とともに乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。

なお、割引の対象となる精神障害者のうち、12歳未満の者が定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃についても割引が適用される。

(第一種精神障害者)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が「1級」に該当する者とされていること。

3 精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄について

精神障害者保健福祉手帳の交付を行う場合は、第一種精神障害者、第二種精神障害者(第3の1に掲げる者のうち第一種精神障害者以外の者をいう。)の別を明記すること。

第4 割引の適用範囲等

割引の適用範囲、割引区間並びに割引乗車券の種類、割引率及び購入方法等については、旅客鉄道株式会社等がそれぞれ設定するものであること。

第5 適用期日

この通知は、令和7年4月1日より適用されること。